

# 感染拡大防止 徹底要請

兵庫県は、年明け以降の急激な感染拡大を踏まえ、本日、京都府および大阪府とともに、緊急事態措置実施区域に指定されました。200を超える発症数の継続、重症病床使用率が60%を超えるなど医療体制の非常に厳しい状況などから、次の取組を行うことにしました。

県民の皆様、特に若い方々には、緊急事態宣言下であることを強く認識していただき、県民のいのちを守るため、さらなるご理解、ご協力をお願いします。

## 営業時間の短縮等

- 飲食店は、20時までの営業、お酒の提供は19時までとすることを、特措法に基づいて要請します。
- 劇場、集会場、運動施設、遊技場などの施設は、20時までの営業、お酒の提供は19時までとすることについて、ご協力をお願いします。

## 外出自粛等

- 緊急事態宣言対象地域をはじめ、リスクのある場所への出入りを自粛、20時以降の徹底した不要不急の外出の自粛を強くお願いします。
- 毎日の検温、マスクの着用などの健康管理や換気を徹底してください。
- 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話で相談してください。

## テレワーク等の推進

- 人と人との接触機会を減らすため、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などにより、「出勤者の7割削減」をお願いします。

## イベント開催要件の見直し

- イベントは、人数の上限を5,000人、かつ屋内にあっては収容率50%以下に、屋外にあっては人と人との距離の十分な確保をお願いします。

皆さま一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者の方々をはじめ、県民の皆さまの健康や暮らしを支えているの方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

令和3年1月13日

兵庫県知事

井戸敏三